

2025.4.11

No. 0588

発行/毎週金曜日

一般社団法人 全国住宅産業協会

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3

TEL03-3511-0611 FAX03-3511-0616

全住協 HP <https://www.zenjukyo.jp/>

週刊全住協 News

Japan Association of Home Suppliers



今週の
フラッシュ

2月の新設住宅着工、前年同月比2.4%増の6.0万戸

～国交省調べ、持家が減少、貸家と分譲住宅が増加

国土交通省がまとめた、令和7年2月の「建築着工統計調査報告」によると、全国の新設住宅着工戸数は、持家が減少したが、貸家及び分譲住宅が増加したため、全体で前年同月比2.4%増の6万583戸と10か月ぶりの増加となった。季節調整済年率換算値は前月比4.1%増の80万5000戸となり、前月の減少から再び増加。

利用関係別にみると、持家は前年同月比0.2%減で2か月連続の減少。公的資金による持家が増加したが、民間資金による持家が減少したため、持家全体で減少となった。貸家は同3.2%増で前月の減少から再び増加。民間資金による貸家が増加し、公的資金による貸家も増加したため、貸家全体で増加となった。分譲住宅は同5.1%増で10か月ぶりの増加。一戸建住宅が減少したが、マンションが増加したため、分譲住宅全体で増加となった。

圏域別にみると、首都圏は持家が前年同月比3.9%減、貸家が同6.6%増、分譲住宅が同2.1%減で全体では同1.2%増となった。中部圏は持家が同1.2%減、貸家が同23.2%減、分譲住宅が同6.4%減で全体では同10.6%減。近畿圏は持家が同4.4%増、貸家が同3.1%増、分譲住宅が同49.2%増で全体では同12.9%増。その他の地域は持家が同0.6%増、貸家が同8.2%増、分譲住宅が同0.8%減で全体では同3.3%増となった。

《令和7年2月の新設住宅着工動向の概要》

〔利用関係別〕◇持家1万6272戸(前年同月比0.2%減、2か月連続の減少)。民間資金による持家は同1.1%減の1万4841戸で2か月連続の減少。公的資金による持家は同10.2%増の1431戸で3か月ぶりの増加。◇貸家2万5744戸(同3.2%増、前月の減少から再び増加)。民間資金による貸家は同2.1%増の2万3822戸で前月の減少から再び増加。公的資金による貸家は同20.0%増の1922戸で5か月連続の増加。◇分譲住宅1万8213戸(同5.1%増、10か月ぶりの増加)。うちマンションは同12.5%増の8422戸で2か月連続の増加、一戸建住宅は同0.8%減の9628戸で28か月連続の減少。

〔圏域別・利用関係別〕◇首都圏2万2254戸(前年同月比1.2%増)、うち持家3589戸(同3.9%減)、貸家1万219戸(同6.6%増)、分譲住宅8409戸(同2.1%減)、うちマンション3995戸(同4.2%減)、一戸建住宅4282戸(同1.3%減)。◇中部圏6417戸(同10.6%減)、うち持家2528戸(同1.2%減)、貸家2080戸(同23.2%減)、分譲住宅1779戸(同6.4%減)、うちマンション654戸(同11.6%減)、一戸建住宅1125戸(同2.3%減)。◇近畿圏1万788戸(同12.9%増)、うち持家2276戸(同4.4%増)、貸家4761戸(同3.1%増)、分譲住宅3716戸(同49.2%増)、うちマンション2414戸(同127.1%増)、一戸建住宅1277戸(同9.2%減)。

◇**その他の地域** 2万1124戸(同3.3%増)、うち持家7879戸(同0.6%増)、貸家8684戸(同8.2%増)、分譲住宅4309戸(同0.8%減)、うちマンション1359戸(同10.1%減)、一戸建住宅2944戸(同4.6%増)。

〔**マンションの圏域別**〕◇**首都圏** 3995戸(前年同月比4.2%減)、うち東京都2413戸(同8.5%増)、うち東京23区1652戸(同14.7%減)、東京都下761戸(同165.2%増)、神奈川県552戸(同37.6%減)、千葉県313戸(同63.0%増)、埼玉県717戸(同17.4%減)。◇**中部圏** 654戸(同11.6%減)、うち愛知県544戸(同21.2%減)、静岡県110戸(同511.1%増)、三重県0戸(前年同月14戸)、岐阜県0戸(同18戸)。◇**近畿圏** 2414戸(前年同月比127.1%増)、うち大阪府1241戸(同146.7%増)、兵庫県747戸(同72.5%増)、京都府426戸(同622.0%増)、奈良県0戸(前年同月68戸)、滋賀県0戸(同0戸)、和歌山県0戸(同0戸)。◇**その他の地域** 1359戸(前年同月比10.1%減)、うち北海道48戸(前年同月0戸)、宮城県0戸(同0戸)、広島県0戸(同160戸)、福岡県348戸(前年同月比12.3%増)。

〔**建築工法別**〕◇**プレハブ工法** 7581戸(前年同月比0.9%減、3か月ぶりの減少)。◇**ツーバイフォー工法** 7568戸(同10.1%増、前月の減少から再び増加)。

〔**URL**〕 https://www.mlit.go.jp/report/press/joho04_hh_001290.html

【**問合せ先**】 総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室 03—5253—8111 内線 28647、28648



調査統計

国交省、3月の全国主要建設資材の需給動向は全ての調査対象資材で均衡

国土交通省は、令和7年3月1日～5日に行った「主要建設資材需給・価格動向調査」をまとめた。生コンクリート、鋼材、木材など7資材13品目について、価格、需給、在庫の動向を調査したもの。

全国の建設資材の動向は次のとおり。〔**価格動向**〕＝石油が「やや上昇」、その他の資材は「横ばい」。〔**需給動向**〕＝全ての調査対象資材において「均衡」。〔**在庫状況**〕＝全ての調査対象資材において「普通」。

被災3県(岩手県、宮城県、福島県)の建設資材の動向は次のとおり。〔**価格動向**〕＝木材(製材)、石油が「やや上昇」、その他の資材は「横ばい」。〔**需給動向**〕＝全ての調査対象資材において「均衡」。〔**在庫状況**〕＝木材(製材・型枠用合板)が「やや品不足」、その他の資材は「普通」。

〔**URL**〕 https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00271.html

【**問合せ先**】 不動産・建設経済局 大臣官房参事官(建設人材・資材)付
03—5253—8111 内線 24863、24864



事業者募集

国交省、「子育て支援型共同住宅推進事業」の募集を開始

国土交通省は、「子育て支援型共同住宅推進事業」の募集を開始した。申請締切りは令和8年2月27日(金)までとなっている。

近年、窓からの転落など共同住宅における子どもの事故等が多発している。「子育て支援型共同住宅推進事業」では、共同住宅(分譲マンション及び賃貸住宅)を対象に、転落等の事故防止や防犯対策などの子どもの安全・安心に資する住宅の新築・改修の取組みや、子育て期の親同士の交流機会の創出に資する居住者間のつながりや交流を生み出す取組みに対し、支援する。

【「子育て支援型共同住宅推進事業」の概要】補助対象は次の2つの取組み。①子どもの安全確保に資する設備の設置に対する補助＝転落防止の手すりや補助錠の設置、防犯性の高い窓や玄関ドア、宅配ボックスの設置など、住宅内での事故防止や不審者の侵入防止などを目的とした子どもの安全確保に資する設備の設置に対して支援する。②居住者等による交流を促す施設の設置に対する補助＝多目的室(キッズルーム・集会室)の設置やプレイロット(遊具・水遊び場・砂場)の設置など、居住者間や地域との交流を促す施設の設置に対して支援する。

【申請締切り】令和8年2月27日(金)まで。予算執行状況により応募期間を前倒して終了する場合がある。なお、申請に先立ち事務局における事前審査が必要となる。申請の際は早めに事務局へ連絡すること。

【応募方法】事務局による事前審査を受けた上で、上記応募締切りまでに、事務局へ交付申請書を提出すること。応募要件等の詳細については、交付申請等要領を確認すること。交付申請等要領・申請様式は、事務局から入手すること。

◇事務局(子育て支援型共同住宅サポートセンター) <https://kosodate-sc.jp/>
事業や応募方法などの詳細については、下記URLを参照すること。

〔URL〕https://www.mlit.go.jp/report/press/house03_hh_000225.html

【問合先】国土交通省 住宅局 参事官(マンション・賃貸住宅担当)付
03—5253—8111 内線 39954、39953



周知依頼

国交省、開発事業における無電柱化の推進に向けたパンフレットについて

開発事業における無電柱化の推進に向けたパンフレットについて、国土交通省から当協会に周知依頼があった。

平成28年12月に「無電柱化の推進に関する法律」(平成28年法律第112号)が施行され、都市計画法第29条に規定する許可を受けて行う開発行為(以下、「開発事業」)により道路整備が実施される場合には、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにすることとされている。

これまで、「開発事業における無電柱化推進のためのガイドライン」の作成など、開発事業における無電柱化の促進を図ってきたが、より一層、開発事業における無電柱化の普及・啓発を図るため、国土交通省ではパンフレットを作成した。

当協会など関係団体各位においては、同パンフレットを参照するよう、加盟各社に対する周知を要請されている。なお、同パンフレットの内容については、関係省庁及び関係事業者と調整済みである。

〔URL〕 https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001878106.pdf

〔都市計画法第 29 条に基づく開発行為における無電柱化について
(開発事業における無電柱化の推進に向けたパンフレット)〕

【問合先】 国土交通省 都市局 都市計画課 03—5253—8293

内閣府、重要土地等調査法に基づく区域の指定について

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に基づく区域の指定について、内閣府から国土交通省を通して、当協会に周知依頼があった。

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(令和 3 年法律第 84 号、以下「重要土地等調査法」)に基づく注視区域及び特別注視区域の指定及び変更に関する告示(内閣府告示第 32 号、33 号及び 34 号)が令和 7 年 3 月 25 日に公布された。

同告示は、令和 7 年 5 月 1 日をもって施行され、新たに特別注視区域に指定された「防府北基地、防府送信所」(山口県防府市)においては、同日以降、重要土地等調査法第 13 条に基づく土地等に関する所有権等の移転等の届出に係る義務が生じることとなる。ついては、当協会会員に対して、周知が要請されている。

なお、制度の概要や注視区域・特別注視区域の図面について、内閣府ホームページに掲載されているとともに、問い合わせについては、内閣府重要土地等調査法コールセンター(下記 URL を参照)で受け付けている。また、SNS においても情報発信を行っている。

〔URL〕 <https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/index.html>

〔内閣府「重要土地等調査法」〕

<https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/kuiki.html> 〔内閣府「区域の指定について」〕

<https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/todokede.html>

〔内閣府「届出について」(解説動画も掲載)〕

https://twitter.com/cao_tochichosa [X(旧 Twitter)「内閣府重要土地」]

<https://www.facebook.com/cao.tochichosa> [Facebook「内閣府重要土地」]

<https://lin.ee/kN17v17> [LINE「内閣府重要土地」]

【問合先】 内閣府 重要土地等調査法コールセンター 0570—001—125



お知らせ

不動産流通推進センター、名称変更 10 周年を記念してロゴマークを策定

(公財)不動産流通推進センターは、4 月 1 日に「不動産流通近代化センター」から「不動産流通推進センター」に名称変更してから 10 周年を迎えるに当たり、ロゴマークを策定した。

同センターは、国民生活の安定向上と不動産業の振興に寄与することを目的に、1980 年 11 月 1 日に設立された。それ以来、円滑かつ合理的な不動産流通市場の整備及び安全・安

心な不動産取引を実現する不動産業の健全な発達に関する支援を行い、一般消費者の利益の擁護と増進を図るための事業を行っている。

今年度は引き続き、国や業界団体等と積極的に連携し、安全・安心な不動産取引の実現や不動産におけるリスクリングの推進等不動産業の健全な発達を支援するとともに、広く情報発信していく。

【シンボルの意味】中央にそびえる建物のモチーフは不動産業の健全な発展を、その周囲を囲む曲線は円滑かつ合理的な不動産流通市場及び安全・安心な不動産取引を表現している。また、右上に配置された球体と曲線は、不動産流通を支える「人」をイメージしています。

詳細については、下記URLを参照すること。

〔URL〕 <https://www.retpc.jp/wp-content/uploads/press/2025/NR250401.pdf>
(ニュースリリース「名称変更 10 周年を記念してロゴマークを策定！」)

【問合せ先】(公財)不動産流通推進センター 事業推進室 03—5843—2075

経産省、LP ガス料金の表示・計上方法に関する新しいルールを施行

経済産業省は、4月2日、LP ガス料金に LP ガス消費とは関係のないエアコン等の費用を計上することを禁止すること等を内容とする「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和6年経済産業省令第32号)を施行した。

【新しいルールの概要】4月2日、LP ガスの商慣行を是正するための改正省令のうち、「三部料金制」の徹底(設備費用の外出し表示・計上禁止)に係る部分を施行した。「三部料金制」とは、基本料金、従量料金、設備料金からなる料金のことをいう。これにより、LP ガス事業者は、次の規則が適用される。①LP ガス料金を請求するときは、基本料金、従量料金、設備料金の3つに分けて通知することを義務付け。②電気エアコンやインターホン、Wi-Fi 機器等、LP ガス消費と関係のない設備費用を LP ガス料金として請求することを禁止。③賃貸住宅向け LP ガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても LP ガス料金として請求することを禁止。上記②及び③については、新規契約(4月2日以降締結される LP ガス販売契約)に係る料金についてのみ適用。上記①は新規契約・既存契約ともに適用。

【Q&A の策定(令和7年3月25日)】上記新しいルールの施行を迎えるに当たり、LP ガス事業者向けの留意点として、「三部料金制の徹底(設備費用の外出し表示・計上禁止)に関するQ&A」を策定した。同ルールは、LP ガス料金について、透明性を高めつつ、費用回収の在り方を適正化することで、消費者利益を確保することを目的としたもの。経済産業省としては、新たなルールの実効性を確保すべく、関係省庁とも連携しつつ、違反行為の取り締まりや、市場監視・モニタリングを強化し、LP ガスが消費者から信頼されるエネルギーとなるよう取り組んでいく。

詳細については、下記URLを参照すること。

〔URL〕 <https://www.meti.go.jp/press/2025/04/20250402001/202500402001.html>
(経済産業省「LP ガス料金の表示・計上方法に関する新しいルールを施行しました」)

【問合せ先】経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室
03—3501—1511 内線 4661